

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成26年6月12日)

項 目	ページ
1 新規就農者の現状と認定就農者制度の概要について	
【経営支援課】	1
2 第1回食のみやこ・フードバレーPT会議の開催結果について	
【とっとり農業戦略課】	3
3 「鳥取県木質内装材開発・販売促進協議会」の設立について	
【県産材・林産振興課】	5
4 第47回全農乾椎茸品評会の結果について	
【県産材・林産振興課】	6
5 山陰丸和林業株式会社の八頭町への生産拠点開設について	
【県産材・林産振興課】	7
6 平成26年度香港向けすいか輸出の取り組みについて	
【販路拡大・輸出促進課】	9
7 湖山池の漁業動向について	
【水産課】	10

農 林 水 産 部

新規就農者の現状と認定就農者制度の概要について

平成26年6月12日
経営支援課

近年の新規就農者の現状と国及び県が実施する新規就農支援施策の基礎となる認定就農者制度の概要（認定要件等）を報告します。

1 新規就農者の現状について

(1) 新規就農者の推移

- 各種支援施策の効果もあり、平成21年以降、新規就農者数は大幅に増加している。
- 女性就農者（夫婦共同による独立・自営就農含む）についても、農業法人等への就業が主体ではあるが、着実に増加している。

(単位:人)

就農年	独立・自営就農者数			農業法人等への就業者数			計		
	男性	女性		男性	女性		男性	女性	
H20	24	23	1	5	3	2	29	26	3
H21	41	41	0	153	121	32	194	162	32
H22	46	45	1	66	52	14	112	97	15
H23	48	48	0	45	33	12	93	81	12
H24	39	35	4	91	68	23	130	103	27
H25	40	35	5	80	61	19	120	96	24
計 (男女比)	238	227	11	440	338	102	678	565	113
	—	(95%)	(5%)	—	(77%)	(23%)	—	(83%)	(17%)

注) 集計期間は各年1月1日～12月31日。

(2) 鳥取へIJU!アグリスタート研修事業の実施状況及び就農状況

- 平成21年度から、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修機関となり、県独自の研修事業を実施している。
- 事前相談の徹底、研修実施方法の見直し等、同機構の創意工夫によって、近年の就農率は極めて高い状況であり、本県における重要な就農支援施策となっている。

(単位:人)

研修期	研修生数	研修終了者数		就農者数			備考	
		男性	女性	男性	女性			
1期(H21.9～H22.8)	15	12	11	1	4	4	0	
2期(H22.4～H23.3)	15	11	10	1	9	8[1]	1[1]	
3期(H22.9～H23.8)	9	8	8	0	3	3	0	
4期(H23.2～H24.1)	10	9	8	1	9	8	1[1]	
5期(H24.2～H25.1)	17	17	16	1	16	15	1	
6期(H25.2～H26.1)	20	19	17	2	16	14	2	研修終了者の内3名は追加研修中
計 (男女比)	86	76	70	6	57	52	5	
	—	—	(92%)	(8%)	—	(91%)	(9%)	

注) 1. 研修終了者数は、本格研修終了者数。

2. 就農者数欄の[]内の値は、就農者数のうち農業法人等への雇用就農者数。

2 認定就農者制度の概要について

(1) 認定就農者制度の概要

青年就農促進法に基づき、新規就農希望者が作成する就農計画を県が認定しており、この認定を受けた者に対して、就農支援資金の貸付や補助事業などの支援施策を重点的に実施している。

(2) 認定就農者制度の見直し(平成26年4月～)

平成26年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、青年就農促進法が廃止され、計画の認定主体が県から市町村に移行。(経過措置あり・別紙参照)

認定就農者制度の見直しの概要について

制度の名称	青年等就農計画認定制度（見直し後）	就農計画認定制度（見直し前）
根拠法令	農業経営基盤強化促進法 【基盤法】	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法【青年就農促進法】
認定主体	市町村	県（地方事務所）
計画の名称	青年等就農計画	就農計画
認定の対象	新たに農業経営を営もうとする <u>18歳以上65歳未満の者</u> (農業経営を開始して5年以内の者を含む) ①青年（18歳以上45歳未満の者） ②青年以外の者（65歳未満の者） ③法人（①、②の者が役員のおおむね過半数を占める法人）	新たに就農しようとする <u>15歳以上65歳未満の者</u> ①青年（15歳以上40歳未満の者） ②知事が特に必要と認める青年以外の者（65歳未満の者）
認定の要件	①計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること ・就農5年後の所得目標が基本構想に定める所得目標を上回る計画であること ・年間農業従事日数が150日以上 ②計画が達成される見込みが確実であること。 ③青年以外の者にあつては、知識・技能が目標を達成するために適切なものであること	①計画が県の就農促進方針に照らして適切なものであること ・就農5年後の所得目標がおおむね300万円以上 ・年間農業従事日数が150日以上 ・研修教育施設等でおおむね1年以上の研修 ②計画が達成される見込みが確実であること ③青年以外の者にあつては、知識・技能が目標を達成するために適切なものであること ※親の経営を引き継ぐ場合は、原則として、親の経営基盤以外でおおむね300万円の所得向上を目指すこと
支援の内容	・計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であることを要件として、融資、補助事業等の各種支援施策を実施。	・計画の認定を受けた者（認定就農者）であることを要件として、融資、補助事業等の各種支援施策を実施。

- 注) 1. 基盤法改正の施行日は平成26年4月1日。基盤法改正に伴い、青年就農促進法は廃止。
2. 基本構想の改正は施行日から6カ月以内とされており、市町村が基本構想を改正するまでの期間は経過措置として県が旧制度に基づいて認定。

第1回食のみやこ・フードバレーPT会議の開催結果について

平成26年6月12日

とっとり農業戦略課

豊富な農林水産物と食品関連産業・機関の集積を活かした「攻めの農林水産業」を展開するため、未来づくり推進本部に「食のみやこ・フードバレーPT」を設置し、以下のとおり第1回PT会議を開催しました。

1. 食のみやこ・フードバレーPTの概要（別紙参照）

(1) PT構成

民間有識者、統轄監(チーム長)、農林水産部長(副チーム長)、商工労働部長 等

(2) 検討項目

- ①農林水産物・加工品の輸出拡大(青果・畜産・水産物の輸出拡大、ハラール・HACCP取得、農業生産力強化 等)
- ②加工産業への県内農林水産物の供給拡大(六次産業化・農工商連携の推進、加工用青果の供給拡大 等)
- ③付加価値の高い新商品開発(食品開発研究所、大学等研究機関と連携した食品開発 等)

2. 第1回PT会議の概要

(1) 日時 平成26年5月23日(金) 15:00~16:30

(2) 場所 県庁特別会議室

(3) 出席 民間有識者(別紙参照)、知事、農林水産部長、商工労働部長 等

(4) 概要(主な意見)

- ・日本食品への親和性が高い東南アジア(中でもシンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ)に商機がある。
- ・輸出拡大を進める際、県内農産物生産量拡大への対応も併せて考えるべき。
- ・県内農産物も、青果そのものを商品として扱う自己完結型農業から、加工用野菜の生産体制を模索する動きもあり、いずれ県内農家は2極化せざるを得ない。
- ・食品加工用の農産物を探しているが、どこに話をしたらいいのかわからない。 等

→以下WGを設置することを決定

- 鳥取県農林水産物等輸出促進WG(鳥取県農林水産物等輸出促進研究会をWG化)
- とっとり農業活力増進WG(鳥取県農業活力増進研究会をWG化)
- 業務・加工用野菜WG
- ととりの食品加工・6次産業加速化WG

3. 今後の予定

- ・各WGによる施策検討を進め、第2回PT(8月予定)で中間点検の上、必要な予算措置を検討する。
- ・第3回PT(10月予定)で最終総括の上、必要な予算措置を検討する。



PT編成

別紙

食のみやこフードバレーPT

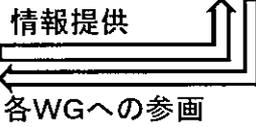
チーム長: 統轄監
 副チーム長: 農林水産部長
 事務局: とっとり農業戦略課

- ①農林水産物・加工品の輸出拡大
 - ・青果・畜産・水産物の輸出拡大
 - ・ハラール、HACCP等、国際認証の取得促進による安心・安全ブランド構築
 - ・農地集積による生産力強化 など
- ②加工産業への県内農林水産品の供給拡大
 - ・六次産業化・農商工連携の推進
 - ・加工用青果の供給拡大 など
- ③付加価値の高い新商品開発
 - ・食品開発研究所、大学等研究機関との連携による健康食品開発 など

マッチング・商談会、事業者間交流、勉強会の開催
 とっとりフードコンソーシアム
 (産学金官による交流・研究組織)

産業界	民間事業者、商工団体、農林水産団体等
研究・高等教育機関	日本きのこセンター菌茸研究所、鳥取県産業技術センター、県内高等教育機関等
金融機関	民間金融機関、政府系金融機関等
支援機関	鳥取県産業振興機構等

(事務局: 食のみやこ推進課)



専門アドバイザー
 先進的な取り組みや専門的な知見を有する方

★本県の農林水産物の強みを活かした「攻めの農林水産業」の展開
 ★豊富な農林水産物と食品関連産業・機関の集積を生かした「とっとりフードバレー」推進

高品質な県内農林水産物の生産力を高め、戦略的な輸出拡大を図るとともに、県内関係機関との連携により、農林水産物・加工品の一大生産・供給拠点を目指す。



PTメンバー (輸出・食品加工)

分野	所属	職名	氏名
農産品	JA全農とっとり	本部長	山田 晋爾
農産品	JA鳥取中央	常務理事	戸田 勲
乳製品	大山乳業協同組合	専務理事	平野 浩
水産品	鳥取県境港水産物輸出入促進協議会	会長	島谷 憲司
企業	(有)カンダ技工	代表取締役社長	中山 清
企業	(株)松下食品	代表取締役社長	塩谷 隆之
企業	(株)源吉兆庵	専務執行役員取締役	河藤 誠紀
企業	(有)ひよこカンパニー	代表取締役	小原 利一郎
研究機関	(地独)鳥取県産業技術センター食品開発研究所	所長	野口 誠
研究機関	日本きのこセンター菌じん研究所	所長	福政 幸隆
支援機関	JETRO鳥取貿易情報センター		浅井 一志
支援機関	鳥取県産業振興機構	理事長	中山 孝一

※WGは県外アドバイザーを含めて別途編成

「鳥取県木質内装材開発・販売推進協議会」の設立について

平成26年6月12日
県産材・林産振興課

県産材を使った木質内装材（主として床材、腰板等）の開発や販売に向けて、鳥取県内の製材所、合板メーカー、建材卸売業、建築関係団体、建材メーカー等により「鳥取県木質内装材開発・販売推進協議会」が設立されました。

1 鳥取県木質内装材開発・販売推進協議会の概要

(1) 構成等

- ・ 設立年月日 平成26年6月9日
- ・ 会長 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会 副会長 霜村 將博
- ・ 会員（11団体）
 - ＜製材業者等＞ 淀江木材工業株式会社、讃岐木材株式会社、若桜木材協同組合、智頭町森林組合木材加工センター、有限会社上紙材木店
 - ＜建材卸売業者＞ 久大建材株式会社
 - ＜建築関係団体＞ 鳥取県木造住宅推進協議会、鳥取県建築士事務所協会
 - ＜合板メーカー＞ 株式会社日新
 - ＜建材メーカー＞ 株式会社ダイフィット、大建工業株式会社中国営業部

(2) 協議会の目的

森林の適正な整備・保全や循環型社会の形成、地域の振興や雇用の創出を図るために、県産材を使用した木質内装材の開発や販売を推進する。

2 設立協議会で出された主な意見

- ・ 製材所としても内装材へのシフトが必要と感じており、製材所の考えも提案しながら取り組んでいきたい。
- ・ 県外へ打って出るためには付加価値を付けた製品が必要であり、今回の取組に期待している。
- ・ 製品の規格（素材、サイズ、節の有無など）について、ユーザーのニーズを見極めながら十分検討していくことが必要。
- ・ 多少高価でも、県内の工務店に県産材製品を使ってもらえるような仕組みづくりも検討していきたい。

3 今後の展開

- 協議会において、今年度を目標に木質内装材製品を開発し、モデル展示を行う。
- さらに3年後を目標に安定的な生産体制、販路・販売体制の構築を進め、県内外での利用を進める。
- 県は、鳥取発CLT等生産支援プロジェクト事業を通じた製品開発の支援を行うとともに、協議会へオブザーバー参加し、販路拡大等について助言していく。

事業名	事業内容	事業主体	H26 予算額	補助率
鳥取発CLT等生産支援プロジェクト事業	大手建材メーカーの技術を活用した県産材による内装材の開発、実証モデル展示などへの支援	鳥取県木質内装材開発・販売推進協議会	3,000千円	定額

第47回全農乾椎茸品評会の結果について

平成26年6月12日
県産材・林産振興課

第47回全農乾椎茸品評会において、本県から出品した乾椎茸のうち8点が農林水産大臣賞を含め個人表彰の部で入賞し、その結果、団体表彰の部で4回目となる団体優勝が決定しました。

1 受賞結果

(1) 個人表彰 8点入賞

賞名	規格	受賞者名	市町村名
農林水産大臣賞	大葉厚肉	森 榮輔	鳥取市
林野庁長官賞	中葉中肉	上谷 春	日野町
林野庁長官賞	上どんこ	米田 一成	倉吉市関金町
林野庁長官賞	上どんこ	茂上 敏章	鳥取市佐治町
全農会長賞	中葉中肉	高本 洋一	倉吉市
全農会長賞	上どんこ	影山 幸世子	伯耆町
(一財)日本きのこセンター理事長賞	中葉厚肉	藤原 良一	南部町
全農全和会長賞	中葉中肉	(有)澤田建設	日南町

(2) 団体表彰 全農鳥取県本部（同点優勝：全農愛媛県本部） ※準優勝はなし

【参考：過去の入賞状況】

- 1 団体優勝・・・過去3回優勝
 - ①第40回（19年度） ②第44回（23年度） ③第45回（24年度）
- 2 個人入賞
 - ・平成25年度：11点 ・平成24年度：12点 ・平成23年度：10点

2 品評会の概要

- (1) 開催場所 全農乾椎茸事業所(埼玉県久喜市樋ノ口大野50-1)
- (2) 主催 全国農業協同組合連合会
- (3) 出品数 341点(うち鳥取県50点)
- (4) 入賞数 48点(うち鳥取県8点)
- (5) その他 表彰式は6月13日(金)

3 今後の展開

今年3月に策定した「鳥取県きのこビジョン」に基づき、「原木しいたけブランド化促進協議会」（5月14日設立）において、品質の高い鳥取県産原木しいたけのブランド化を図ることにより、県内外への販売を促進するとともにきのこ生産の活性化につなげていく。

山陰丸和林業株式会社の八頭町への生産拠点開設について

平成 26 年 6 月 12 日
県産材・林産振興課
立 地 戦 略 課

山陰丸和林業株式会社（本社：松江市）が、木質バイオマス燃料用の木質チップの製造のため、八頭町に新たな拠点としてチップ工場を開設することを決定し、これを支援する関係者との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業の概要

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 山陰丸和林業株式会社 |
| (2) 本社所在地 | 島根県松江市西津田1丁目2番14号 |
| (3) 代 表 者 | 代表取締役 北岡 幸一 |
| (4) 資 本 金 | 10,000千円 |
| (5) 従 業 員 数 | 81名 |
| (6) 主な事業内容 | 木材チップの製造、素材生産、造林事業、産業廃棄物の処分 |

2 事業計画の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工場立地場所 | 八頭郡八頭町上峰寺 |
| (2) 事 業 内 容 | 木質バイオマス燃料用チップの製造及び販売
・計画量 年間約3万トン
・販売先 県内外の木質バイオマス利用施設（発電所等） |
| (3) 雇 用 計 画 | 地元雇用3名、本社からの派遣1～2名 |
| (4) 操 業 開 始 | 平成27年3月（予定） |
| (5) 施設整備費 | 300,000千円（予定） |

3 チップ用原木の供給体制

東部地区の森林組合を中心に原木を供給することとしており、八頭中央森林組合はチップ工場の隣接地に貯木場を整備する。（今年度の緑プロ事業で支援予定）

4 調印式

- | | |
|-----------|--|
| (1) 日 時 | 6月5日（木） 午後1時40分から2時20分まで |
| (2) 場 所 | 知事公邸 第一応接室 |
| (3) 出 席 者 | 山陰丸和林業株式会社 代表取締役 北岡 幸一
東部地区森林組合長協議会 会長 前田 幸己
鳥取県知事 平井 伸治
八頭町長 吉田 英人 |

(別紙)

協 定 書

山陰丸和林業株式会社（以下「甲」という。）、東部地区森林組合長協議会（以下「乙」という。）、鳥取県（以下「丙」という。）及び八頭町（以下「丁」という。）は、甲が実施する未利用木質バイオマスの活用に係る取組について、次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり八頭町に工場を設置するものとする。

第2条 甲は、前条の工場において生産した木質バイオマス燃料用チップについて、県内の利用施設へ優先的に出荷するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の工場で使用する原木を安定供給するよう努めるものとする。

第3条 甲は、法令等の規定を遵守し、特に工場の運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、八頭町在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 丙及び丁は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲が八頭町に工場を設置することに対し、丙及び丁は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第6条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成26年6月5日

甲 鳥根県松江市西津田一丁目2番14号 山陰丸和林業株式会社 代表取締役

乙 鳥取県八頭郡八頭町郡家763番地10 東部地区森林組合長協議会 会長

丙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事

丁 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町 八頭町長

(別紙1)

進 出 計 画 概 要

1 事業所の名称	山陰丸和林業株式会社八頭事業所（仮称）
2 所在地	八頭郡八頭町上峰寺字笑道谷386番地46
3 操業開始	平成27年3月（予定）
4 事業内容	木質バイオマス燃料用チップの製造及び販売
5 雇用計画	4～5名

(別紙2)

- 鳥取県の支援
 - 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
 - 鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成21年9月9日制定）に基づく支援
 - 鳥取県木材産業雇用支援事業費補助金交付要綱（平成21年2月24日制定）に基づく支援
 - 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援
- 八頭町の支援
 - 八頭町企業立地促進条例（平成19年八頭町条例第41号）に基づく支援
 - 八頭町緑の産業再生プロジェクト事業補助金交付要綱（平成21年10月31日制定）に基づく支援

平成26年度香港向けすいか輸出の取り組みについて

平成26年6月12日
販路拡大・輸出促進課

鳥取県産農産物等の輸出促進を図るため、平成26年3月24日に鳥取県、JA全農とっとり及び株式会社ドールが相互の連携を強化することについて、パートナー協定を締結しました。
このパートナー協定締結後、初めての取り組みとして下記のとおりすいかを香港へ輸出します。

1 香港向けすいか輸出計画の概要

- (1) 出荷者 JA全農とっとり
- (2) 出荷量(予定) すいか 1,300箱(大玉 850箱、小玉 450箱)
【昨年実績 286箱(大玉 156箱、小玉 130箱)】

2 主な行事

- (1) 産地での出発式
 - 日 時：6月26日(木) 午前10時～10時30分
 - 場 所：JA鳥取中央北栄西瓜選果場
 - 主な出席者：平井知事、(株)ドール渡辺社長、JA鳥取中央福山組合長、JA全農とっとり山田本部長
- (2) 香港における販売促進活動
 - 開 催：7月5日(土)、6日(日)
 - 内 容：小売店舗での試食宣伝販売((株)ドールが調整中)
 - メンバー：JA鳥取中央、JA全農とっとり、県

【参考：出荷計画(予定)】

(第1船) 6/26(木) 出荷⇒7/2(水) 香港着

品目	規格	数量
大玉すいか	秀(2L)	500箱/2玉(倉吉250箱、大栄250箱)
小玉すいか	秀(L・2L)	300箱/4～5玉(大栄300箱)
展示用すいか		10玉 <40Fコンテナ1本>

(第2船) 7/3(木) 出荷⇒7/9(水) 香港着

品目	規格	数量
大玉すいか	秀(2L)	350箱/2玉(倉吉175箱、大栄175箱)
小玉すいか	秀(L・2L)	150箱/4～5玉(大栄150箱)
		<20Fコンテナ1本>

3 活用事業及び実施主体

- (1) 事業名 農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策事業(国庫補助事業)
「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金(県補助事業)
- (2) 実施主体 JA全農とっとり

湖山池の漁業動向について

平成26年6月12日
水産課

湖山池における最近の漁業動向として、湖山池漁業協同組合によるシジミの試験操業の開始等について報告します。

1. シジミの試験操業の開始について

平成20年から湖山池漁業協同組合、県、鳥取市が連携してヤマトシジミの増殖に取り組んできました。

その結果、シジミが順調に生育し数も増えたことから、漁協では試験操業を開始した。

○ 操業及び販売の計画等

試験操業の開始	平成26年6月2日
漁獲予定量	・150kg～200kg/日（操業は、4日/週で周年の操業を予定） ・資源状況を見ながら、今後、漁獲量を増やしていく予定
資源管理	・殻長、殻高のいずれもが1.2cm以下は採捕禁止 ・1人の漁獲量を20kg/日に制限
推定資源量	・現在の資源量は、100トン程度と推定
主な販売先	・漁獲量も限られていることから、当面は県東部地域を中心に販売し、順次、販路を拡大予定
湖山池シジミの特徴	・粒が大きく、きれい（つやがよく、大きいものでは殻長3cm以上） ・味も、他産地のシジミにひけをとらない（荷受業者、小売業者の感想）

○ 試験操業開始に伴うPR

6月2日 (試験操業等の開始日)	・操業風景のマスコミへの公開
随時	・スーパーマーケット等での試食販売等 →これらの取り組みには、県としても販売拡大等で協力を行う。

2. 遡上する魚への対応について

- ・5月20日頃からフナを中心に流入河川への遡上が始まったが、昨年のような密集遡上は確認されていない。
- ・遡上の状況等を見ながら、河口付近の下流域に産卵補助のための人工水草（キンラン）を設置し、水量の少ない上流域への遡上を回避する対策をとっている。
- ・6月6日現在、キンランに多くの卵が産み付けられていることを確認している。

○ キンランの設置状況（6月6日現在）

河川名	キンラン設置状況	フナ・コイの産卵状況
福井川	300m（漁協+栽培漁業センター）	約540万粒
枝川	200m（漁協）	約40万粒
三山口川	100m（漁協）	約75万粒
湖山川	魚の遡上状況や水量を見て設置を検討	—